

反障害通信

24. 3. 18

145号

原発とオスプレイと武器輸出

フクシマ原発事故から13年経ちました。未だに原子力緊急事態宣言は解除されないままですし、フクシマの収束状況もとらえられません。それどころか、今年元旦に起きた能登沖地震は、次の原発事故のより一層の危険性を警告しているのに、政府や原発推進勢力は再稼働を更に進めようとしています。また、この文を書き出したのはオスプレイが事故を起こし、長く飛行停止を決めていた米軍が再飛行を打ち出しました。日本にも形通りしかかない「了解」を求め、防衛大臣が「納得したから了承した」と囲みの記者会見で語っているニュースが流れていました。いつものパターンでどのような検証をし、改善したのか、その説明などは軍事秘密としてあきらかにされません。また、同じ頃、能登地震でいくつもの事故のことが起きていた志賀原発の状況を二ヶ月も経って報道陣に公開しました。事故の状況を完全に消滅させた後で、しかも、報道陣のカメラの向きを指定して上でのことです。

「科学」という名の似而非科学

科学ということは、色々な議論や検証の上で成り立ちます。情報を隠蔽して何故「科学」という言葉が使えるのでしょうか？

そもそもわたしたちは記憶しています。フクシマ原発事故が起きる年の1月に、日本の戦後の歴史で最もファシストと規定しえる石原慎太郎元東京都知事の息子の石原良純タレントが、「原発が危ないというひとは非科学的だ」とテレビで話していました。どちらが非科学的だったのでしょうか？　そもそも、原子カムの「科学者」たちは、事故後テレビで「想定外」という言葉を連発していましたが、ちゃんと「想定」することが、科学者としての役割なのです。「想定外」などという言葉を使った時点で、自らが「科学者」失格だと宣言しているのに等しいのです。そして、事故後、ちゃんと想定があったのに、それを握りつぶしていたという事が、明らかになっています。そもそも、海面より低いところに非常用電源を置いていたとか、地震大国で原発など作るなどという発想がどうして起きるのかとか、たかだかお湯を沸かすのに制御が難しい原発など使うのかということがあります。更に、津波以前に配管が破損して冷却水が使えなくなったのだという意見の検証さえなされていません。そして、今回の能登地震で4メートルの隆起が起きたところがあり、そんな隆起が起きたら耐えられる原発はないとも言われていますし、そして志賀原発周辺活断層が電力会社が出していた「想定外」だったという話も出ています。フクシマ原発事故の処理の汚染水の排出で、周辺国の批判に対して「非科学的」だと反批判していますが、まるで笑えない笑い話です。事故を起こしたのは、そこに「非科学」があったからです。事故を起こした当事者国が、「科学」などという言葉で厚顔に使えるのでしょうか？　そもそも、真つ当な科学者とは、科学ということで分かっていることより分かっていないこと

の方が多いいということを知っているひとたちではないでしょうか？

オスプレイも同様です。何度も事故を起こしているのに、そして一回でその原因を究明して解決できず、アメリカとその属国になっている日本しか導入していないのに、「解決できました」とか言われて、それを信じるのはカルト宗教の信者か、奴隷国の政治家です。

無責任政治の極み

そもそもフクシマ原発事故で、原発震災関連死が二千人を超えているのに、その責任を誰もとっていないという現実があります。それどころか、原発の再稼働を進め、新たな原発とかいうことさえ口にしていきます。能登地震で改めて原発の危険性が浮かび上がっているときに、見直しの動きが出て来ません。どうしても、分からないのです。次ぎに事故が起きたときに、どう責任がとれるのか、責任ということで身が震える思いがなく、政治家をやっているのでしょうか？ 全く真逆の状況です。今、自民党の裏金問題が起きています。その中で、「秘書が・・・」と言って、責任を逃れようとしています。秘書は国会から本人の意向と関係なく、割り当てられた人事ではないはずで、監督責任ということもあります。そもそも、自己責任ということをして口にし、当然の「権利」として要求しているひとたちを「公金チュウチュウ」とかいうことを口にしていた議員も含んで事件を起こしています。「政治家こそが倫理を求められる」というところで「政治倫理審査会」ということがあるはずなのに、「政治家に倫理を求めるのは、ゴキブリに倫理を求めるようなものだ」という名言がまさに当て嵌まります。ゴキブリに意図などありませんが、人間には意識があります。その意識がちゃんと働かない、「人間失格」のひとたちが議員をやっているのです。

戦闘機の輸出まで踏み出そうとする政権

さて、倫理の崩壊を示すことがもう一つ起きています。それは戦闘機を共同開発し、輸出しようとする動きです。そもそも武器輸出は「死の商人」として忌む意識が戦後日本には長くありました。昔から、日本は公共事業で土建国家と揶揄されている金儲け主義の大手ゼネコン大企業に優遇する政策がありました。今日的には、派遣事業会社への金儲け主義的経営を助長する政策の企みと言わざるを得ない状況がとらえられます。マイナ保険証をITの利便性という口実の下での強行の企みは、マイナンバー制度の拡張ということと併行して進んでいます。以前から色んな手を替え品を替え試みがなされてきて、結局これもことごとく破綻して、それに関連した企業に利益をもたらして消えていくということの繰り返しでした。先ほど述べた「公金チュウチュウ」している政治家が、自分たちの公金も含めて支給されている使途を明らかにしないのに、民衆の情報を一方的に管理しようという試みです。これは、資本主義の欲望の再生産というところで、企業の情報収集というところに貢献しようという企みではないかという指摘もされています。これが破綻しているのは、自分たちのスポンサーの金持が税金逃れするのを取り締まろうとしないからです。そのことは、賄賂に限りなく近い企業献金の規制をしないことにも表れています。

さて、話を武器輸出の話に戻します。どうも、武器輸出を「経済成長戦略」の中に位置づけようとしているようなのですが、武器の生産は「スペンディング経済」と言って、現実的に国の経済の好循環にならないとされています。実際、福祉の金を削り、それを武器に廻していたのでは、将来の不安に具えて消費は冷え込み、そもそも戦争の危機を煽れば、

子どもの出生率も落ち込みます。武器関連企業とその資本家たちの「今だけ、ここで、金だけ、自分だけ」に奉仕するだけです。企業から献金をもらって悦ぶ政治家の「今だけ、ここで、金だけ、自分だけ」にシンクロするのです。日本経済の没落を加速していきます。

命と暮らしを一番に考える政治を

そもそもグローバル化が世界を覆った時点で「経済成長戦略」を立てれば、ひずみしか、矛盾の拡大しかもたらさないのです。資本主義をどう終わらせるかを考えなければなりません。それでも現実はどうするかを考えなければならないとしたら、命と生活を一番に考える政治を選択しなくてはなりません。なぜ、戦争をなくせないのか考えると、国家主義が最大の敵であることが分かります。一部「特権国」を作り出し機能しなくなった国連に代わる仕組みが必要です。方針は明らかです。一切の軍事同盟を破棄し、反核ということを軸にして、民衆の反戦・反差別・反貧困・反「環境破壊」の、国境を超えた、グローバルサウスの国々を一部巻き込んで、国際平和連合の形成を図っていくことが必要です。被爆国で、もはや先進国から凋落し、憲法9条を軸にした非戦の誓いをもつ日本もそのことの役割を担えるのです。 (み)

(「反差別原論」への断章) (75) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 145 号」アップ(24/3/18)
- ◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、3月の末に二年ぶりにリアップしました。
- ◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害—反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

読書メモ

今回で、やっと [廣松ノート (4)] 『もの・こと・ことば』を終えます。もうひとつ、読書メモ 649 で取り上げ、「通信」142 号に掲載した西尾正道さんの小出さんとの対談本の読書メモも入れ込みました。

たわしの読書メモ・・ブログ 652 [廣松ノート (4)]

・廣松渉『もの・こと・ことば』勁草書房 1979 (6)

『もの・こと・ことば』の6回目です。「跋文に代えて」というあとがきの文なのですが、実は、これまでの著と、主著『存在と意味』をつなぐ構想的なことを展開していて、かなり大切な文になっています。これまでの著を再度とらえ返すというところで、もう一度この文に沿って押さえ直す作業をすることなのですが、先を急ぎます。とりあえずのメモを残し、基幹の学習を一応終えた後の課題にしておきます。

もう一つ、この著には文庫版があって、そこには熊野純彦さんの解説があります。廣松さんの「跋文に代えて」とも重なるところがあるのですが、これも簡単なメモを残します。

尚、『廣松渉著作集』のこの著を載せた第一巻の解説は、『世界の共同主観的存在構造』と一緒にしている巻で、この著の分の解説を除いてメモを残したのですが、この著に関してとりたてて書いていなかったのので、ここではコメントしません。この回で、[廣松ノート (4)] を終わります。

目次

序文

I もの・こと

物と事との存在的区別——語法を手かがりにしての予備作業——[646]

- 一 物・者・ものと事・言・こと
- 二 所謂「もの」と所謂「こと」
- 三 被指態(モノ)と叙示態(コト)

「事」の現相学への序奏——「知覚的分節」の次元に即して——[647]

- 一 「異—同」の位相
- 二 「統—轄」の諸相
- 三 「としての」の構制

II こと・ことば

「言語」と哲学の問題性 [648]

意味の存立と認識成態

- 一 言語と意味——諸説の査閲—— [650]
 - 1 意味=事物論
 - 2 意味=心象論
 - 3 意味=機能論
- 二 与件と意味——意味の雙関—— [650]
 - 1 機能と意味契機
 - 2 所知の存在性格
 - 3 与件の被述定性
- 三 意味と認識——二重の二肢—— [651]
 - 1 知覚の象徴懐胎
 - 2 判断の存立構造
 - 3 認識の間主体性

人名索引

さて、切り抜きと言い難いのですが、メモに入ります。

跋文に代えて——「事」の存在性格と存立機制——

この文は「前著『事的世界観への前哨』の序文のなかで、今を去ること四年前に、著者は次のように誌しておいた。」で始まります。で、わたしが出した本の中で、パラダイム転換の展開している箇所として、かなり省略して引用した文があり、それを省略を排して全文掲載したのを、[廣松ノート(3)]に当たる『事的世界観への前哨』の回の最初の切り抜きで載せました。実は、この「跋文に代えて」では、それに加えて、言語論的展開にまで延長されています。その部分を書き加えます。

(小さなポイント)「未熟ながらも著者は謂うところの事的世界観の懐胎を裡に覚識し……体系的に言表しようと努めつつも、如何様に論述すれば大方の理解を得られるか、立言の方途に困憊し、未だに成稿を得ていない。——識者のうちには「物(「もの」のルビ)的世界像から事(「こと」のルビ)的世界像へ」という標語から直ちに“言語的世界”との類推のもとに、「辞項(的定在)」を第一次的とみなす了解から「命題(的相在)」を第一次的とみなす了解への推転の相で“理解”されるむきもあるかもしれない。ボルツァーノからヴィトゲンシュタインに亘る故知が存在するだけに愈々(いよいよ)それが使喉(しそう)されることかと思う。慥かに、これに仮託して一つの射影を述べることが可能ではある。がしかし、そのさいには辞項的存在が物象化的結節であることを存在論的に説述することが却って困難になるだけでなく、そもそも“命題”的「事態」なるものの存立構造について、通常の「主語—述語」論的理解を卻け、E・ラスク流の「超文法的主辞—賓辞論」を改作的に展開しておくことが先決要求になる。——事的世界観の主題的な叙説を世に問い、大方の叱正を乞い得るまでには、蓋し時日かけた準備と迂路を要するものと自覚するに至り……云々。」

193-4P

「読者は、前著「序文」中の右の条りに謂う幾つかの「先決問題」、ひいては「準備と迂路」を本書所収の諸論稿のうちに見出されたことかと思う。／実際、著者としては、茲に謂う所の先決問題のうち、「事」の現相を支える根底的機制、ならびに、「辞項(的定在)と命題(的相在)」という“言語絡み”の象面については、折りを得て、本書所収の諸論文で予備的に応え、爾他の諸論件については『現代思想』誌に連載中の「弁証法における体系的構成法」の論脈内で可及的に応えようと図ってきた次第である。——けだし、連載の完結を待って明春早々にも公刊する予定の別著『弁証法における体系的構成法(仮題)』(この仮題は出版に際して、サブタイトルになって主タイトルは『弁証法の論理』)にとって本書が直接の前延となる所以でもある。——」194P

「旧著「序文」中に言う、“言語的世界”との類推のもとに「辞項(的定在)」を第一次的とみなす了解から「命題(的相在)」を第一次的とみなす了解への推転……、これに仮託して一つの射影を述べることが可能である。……しかし、そのさいには、辞項的存在が物象化的結節であることを存在論的に説述すること……。そもそも“命題”的「事態」なるものの存立構造について、通常の「主語—述語」論的理解を卻け、E・ラスク流の「超(「メタ」

のルビ)文法的主辞—賓辞論」を改作的に展開しておくこと……、云々。この意想と仮題に、本書の第一論文および第四論文の後半が、少々屈折したかたちで応接している。(“屈折”を生じたのは、前者は雑誌『理想』の「もの・こと」特集号のために草したものであり、後者は講座『言語の内と外』の「言語と認識」篇として成ったものだからである)。第二論文は、これまた旧著の「序文」に言う「日常的意識に即自的な相貌で映現する存在態をその被媒介的存立実態に即して把え返す営為」の一斑として、しかも、嚮の引用個所で課した「同一性を原基的とみる想定に対して差異性を根源的範疇に据えること」の準備を図りつつ、さしあたり、「超文法的主辞—賓辞」関係の構成を言語以前の「知覚的場面」にまで遡行させておこうと企てたものである。第三論文を本書に収めたのは、「事的世界観」は“言語的平面”に射影するとき「命題的事態」を第一次的とみなすタイプに属するため、某々学派をとかく連想させ易いことに鑑み、著者の場合、「言語存在」観、「言語と世界」との関係性に関する了解からして既に某々学派とは相岐れるという事情を、この一文によって示し、以ってありうべき誤解を防遏する一具たらしめようとの趣意からである。」

194-5P

「惟えば、それにしても、しかし、前著を上梓してこのかた四年有余の今日、いまだに、「認識論的射影における<間主観的四肢構造>といっても所謂存在関係がそこに含まれ、また、存在論的射影における<関係の第一次性>といっても所謂認識関係がそこに含まれる——尤も、この言い方はあくまで哲学的伝統に関連づけて論述するための便宜たるにすぎず、——「事」的世界観の本論はかかる両射影の原姿なのであって云々」という提題の復唱に止まる蝸牛の歩みに愧じ入るばかりである。」 195-6P

「本書は「事」のこれら両つの射影のうち、主として前者を顕揚すべきものであるにもかかわらず、それすら明示的でなく憾(うらみ)を遺す。この故にこそ「跋文」に代えてこの一文を草し、その欠を幾分なりとも埋めようと庶幾する次第である。／慧眼(けいがん)な読者の眼には、しかし、以下は所詮、本文中での示唆的論述を再唱するの域を幾何(いくばく)のルビ)も出ぬものと映ずるに違いない。このことを承知しつつも、敢て、別稿「認識」(井上忠氏編『哲学』、弘文堂、本年二月刊、に執筆)の一部を改作的に転用しつつ、「事」の存在性格ならびに存立機制の一斑について補説し、本書に所を得しめ度いと念う。」 196P

「日常的意識の如実相においては、直截的な与件は“事物”ではなくして、却って“事態”である。(本書第一論文、二七～八頁、三〇頁以下参照。また、第四論文、一五五頁参照)。(コレハ)雪ダ!(コノ雪ハ)白イ! ひいては、雪ハ白イということ、さらには、コレハ二等辺三角形デアルこと、内角ノ和ガ二直角デアルこと、このような事態(勿論、言語表現以前の)であり、狭義の判断的措定命題以前の事態)こそが直截な与件である。「事態」の認識は判断的措定に俟つとしても、对象的に現前する事態こそが日常的意識場面における原的な对象的与件である。」 196P

「この提題に対しては、早速に異論が予想される。論者たちは、“事物”がまず存在するからこそ、“事態”も存立しうるのだと主張する。事物が第一次的に存在するのでなければ、“事態”は宙に浮いてしまうというわけである。この俗見には十分な謂われがあることを一応は認めてよい。学説史的にみても、“事態”にそれなりの存立性を認める論者たちの雄ともいふべき、後期の西南カント学派にせよ、グラーツ学派や一時期の現象学派にせよ、

前期ヴィトゲンシュタインとその先輩・僚友たちにせよ、せいぜいのところ“事物”と“事態”との二元論の域にしか達せず、“事態”に固有の存立性認めるといっても大抵の論者は“事物”によって“事態”を「基礎づけ fundieren」させようとする。——われわれとしては、それに対して、“事態”のほうが基底的・第一次的であると主張し、“事物”はむしろ第二次的な措定態にほかならぬと主張する。」196-7P

「著者は、本文中でも既成の諸学説に立入った批判を展開しているわけではないが、例えば第一論文(三二～三八頁)において既成観念を批判的に検討しつつ、「もの」に対する「こと」の第一次性を説いておいた。論者たちが“事物の第一次性”という既成観念を払拭できないのは、抽象的・一般的にいえば、彼らが“実体主義”的存在観の埒を踏み破れないことに基因する。がしかし、もう少し降った次元でいえば、彼らが「事態」なるものを狭く解しているという事情もそこにある。彼らの或る者は“事態”というとき、文法的な「主語＋述語」で定式化されるような次元だけを考える。とりわけ、実名詞を主語とするような次元で考えるとき、なるほど名詞で表わされる“事物”のほうが、それへの述語づけがさらにおこなわれることで成立する“事態”よりも基底的だとするのは当然と言えよう。われわれとしても、このような次元ならば、論者たちとそう積極的に争う必要はない。(論者たちのいう「述語づけ」によって、主語が不変不易のままかどうか、「述語づけ」によって“主語”対象の側も影響されるのではないか[本書、第一論文、三六頁参照]、この点を討究する場面になると、われわれは論者たちとはおそらく別れることになる。が、当面は譲っておいて差支えない)。ところで、論者たちの或る者は、同じく「主語—述語」と言っても、普通の文法的次元ではなく、超(「メタ」のルビ)文法的な「主語—述語」の次元で考える。われわれもしかりである。“事態”を言語的に表現しようとするかぎり、この場合もやはり、一種の文章態(命題)の形で表現せざるを得ないとしても(現に、著者も第一論文の第二節で「コト(「××」のルビ)」をとりあえず「文章態」で表現されるもの」という暫定的な言い方で「モノ(「〇〇」のルビ)」と区別したのであった)、しかし、この次元でいえば、普通の文法的“主語”はすでに超文法的には「述語」である。いな、厳密にいえば、普通の文法的“主語”は超文法的に「述語づけ」られた「命題」(事態)なのである。／こう誌すと気の早い向きは、何だ、「事態」というのは、普通の文法的次元では主語に立つ“事物”に対応するのか、それなら、普通に言う“事物”を超文法とやらで「事態」と呼びかえたにすぎない、と思われるかもしれない。勿論、左様に簡単な話ではない。しかし、とりあえず、右の速断に“悪乗り”して言うておけば、超文法的な次元に定位して「事態の根源性」を云々する主張に対して、常識的な次元での“事物”を振りかざして“事物の第一次性”を云々したのは反論にならないということ、この点は銘記されねばなるまい。」

197-8P

「偕、事物と事態とのいずれが第一次的であるのかという議論は、超文法的「主辞—賓辞」論の土俵の上で本格的に問題となる。一方の論者は超文法的主語で指示される「対象」(直ちに“物”とは言えないが、当座の議論では、これを“事物”と呼び換えても支障をきたさない)こそが基底的であって、超文法的述語で表現される規定性や、超文法的「主語—述語」成態たる命題で言表される“事態”は第二次的にすぎないと主張する。これに対して、他方、われわれは「事態」のほうが超文法的主語対象よりも本源的であると主張する。一

—こうして、さしあたり、普通の文法に定位した次元での対立性が、超文法的次元での「事物」と「事態」との関係という場面にスライドされる所以となる。」198-9P

「ここにおいて、理論上の対立点を明確にし、ひいては、決着をつけるためには、①超文法的主語によって指示されるもの(誤解のおそれのない場合には、簡略化して「超文法的主語」と呼ぶ)とは何か?／②超文法的述語によって表現されるもの(「超文法的述語」)とは何か?／③超文法的命題を成立せしめる所以の「主語—述語関係」つまり「述定」的な「述語づけ」とは如何なる機制であるか?——これら三つの契機について論攷する必要がでてくる。」199P

「ところで、普通の文法的文章、例えば、(イ)牛は動物(だ)、(ロ)牛は寝る、(ハ)牛は大きい、は超文法的に分析すれば、(イ)コレハ牛デアル(牛デアルトコロノ)コレハ動物(だ)、(ロ)コレハ牛デアル、コレハ寝ル、(ハ)コレハ牛デアル、コレハ大キイ、という構造になっており、超文法的主語は「コレ」が指示するところの対象(x)であり、超文法的述語は、普通の文法的主語たる“牛”の表現するもの、および、文法上の述語たる“動物”“寝る”“大きい”といった詞の表現するものにほかならない。／順不同を惧れずに、②から先に言えば、右に誌した通り、「超文法的述語」の表現するもの、それはまさに「詞の意味」にほかならないわけで、第四論文において、諸説の検討にも立入りつつ、これを詳しく論じておいた。著者の見解では、同じく「詞の意味」といっても、当の詞の使用上の脈絡・使用上の機能に応じて、諸契機を分かち必要が存するのであるが、ここでとりあえず眼目をなすのは「述定的意味」である。これは、いわゆる「事物」でも「心象」でも、また単なる「機能」(作用・規則)でもない。これは、それだけを単離的に切り出して“確定”しようとするれば、哲学者たちのいわゆる「理念(「イデア」のルビ的)(超時空的・非実在的)な存在性格を呈する(本書一三六～一四九頁、詳しくは、別著『世界の共同主観的存在構造』第一部の第一章・第二章を参照)。」199-200P

「遡って、①に謂う「超文法的主語」の指示する对象的与件であるが、これは著者の場合、謂う所の「指示的意味」にほかならず、これについてはやはり第四論文のなかで(本書一四八～一四九頁)説明しておいた。著者の考えでは、この第一肢的契機たる「指示的意味」(質料的契機)はそれ自身を単離的に確定しようとしても原理上不可能であって、第二肢的契機たる「述定的意味」(形相的契機)との構造的関係においてのみ措定されうるものである。これは、その都度すでに、単なる与件 x そのものとしてだけでなく、それ以上の或る所知的所与(a)[x als(a)]として覚知される。——この間の事情について述べるためにも、超文法的「主語—述語」関係に議論の場を移そう。」200P

「そこで、翻って③に謂う、「主語—述語関係」であるが、著者の見解は第四論文(一五八～一五九頁、一六五～一七五頁)で述べておいた。——ヨーロッパにおける伝統的な思念では「主語—述語」関係というのは存在界における「実体—属性」関係に照応するものと見做される。このさい、「属性」というのは広義のそれであって、“関係”その他をも包摂するものであるが、そこではともかく「実体」あつての「属性」である。謂うなれば“定義上”、「属性」とは「実体」に附帯してのみ存在しうるもの、それに対して「実体」とは *ens per sui*(それ自体で存在するもの)であり、「属性」が附帯していようとまいと原理上は独立自存するものと了解されている。そこで、主語的对象から次々と性質(述語的規定性たりうる

もの)を剥離していけば、純粋な実体が残留する建前になる。これが本文中で述べたアリストテレスの「第一質料(「プロテーヒュレー」のルビ)」の問題論的構制にも通じ(一四九頁参照)、実を言えば、カントの「物自体」の不可知性ということも、彼の思想形成過程の経緯からみれば、彼が「総合判断」の主語として先験的な対象=Xを置いて考えていたという事情と関係している(この件については、『事的世界観への前哨』第一部第一章、特に三一～三四頁参照)。ところで、超文法的な主語対象は、必ずしも狭義の「実体」に限定される謂われはなく、それが「指示的与件」であれば、“性質”のごときでも差支えない。がしかし、いずれにせよ、その究極的な主語対象は、アリストテレスの「第一質料」やカントの「物自体」と同趣の論理構制で、それ自体としては認識不可能と認めざるをえない仕儀になる。多くの論者たちは、ここまでは承認する。しかし、それは「認識することが不可能」なだけで、存在することまでは不可疑だと主張したがる。そして、その超文法的な主語対象が存在するからこそ、それを俟ってはじめて、それについて「述語づけ」ということも可能となり、命題的成態(事態)というものも成立しうるのだ、と彼らは主張する。彼らは、もはや狭義の「実体」的存在には拘泥しないでも、少なくとも構図のうえでは、「実体—属性」関係と「主語—述語」関係とが対応性をもつという発想の図式は崩そうとしない。そのかぎり、彼らにとっては「事態」は所詮第二次的な存在にすぎず、超文法的な主語対象たる“擬似実体”こそが第一次的存在でありつづける。」 201-2P

「論者たちの謂う「超文法的主語対象」なるものが、原理的に「認識不可能」だとしても、だからといって直ちにそれは「存在しない」と言うわけにはいかない。(因みに、論者たちにおいて、超文法的対象xそのものの認識が不可能なのは、認識するとは裸のxを如実に見るのではなく、必ず一定の性質をそれに賦与する「述語づけ」になってしまうからである。但し、このさいの「述語づけ」というのは主語以前のな認識機制であって差支えないのであるが、ともあれ“形相的”契機の賦与を意味する)。原理的に認識不可能と自認されているものをめぐって、その存否を争うのは奇妙な話であるけれども、論者たちは一体、認識不可能な対象の存在をどのように認識したのか? と反問するのは心ない仕業というものであろう。彼らは、ヨーロッパの伝統的な「実体主義」の因習から脱しきれないだけだと言えればそれまでかもしれないが、実体主義が鞏固なことにはしかるべき事由があることであり、無礙にレッテルを貼っただけでは済まない。」 202P

「彼らが「実体主義」に確執するのは、今、「神」や「魂」という次元を措いて言うかぎり、基本的に言って、一つには「変革の当体」というプロブレマティック(問題論的構成)、もう一つには、「判断の主語的当体」といプロブレマティックからであると理解できる。が、われわれの考えでは、これらのプロブレマティックからは、決して必然的に「実体」を要請すべき謂われはない。(「変化の当体」が実体主義を必須的に要求しないことについては、別稿「弁証法における体系構成法」第八・第九章を参照されたい。「判断の主語的当体」が実体主義を要件としないことについては、本書を通じて縷説したところであるから、ここでは復唱するには及ぶまいと思う)。当座の議論としては、彼ら実体主義者といえども、「第一質料」とか「物自体」とかいう次元での「実体的事物」の基底性を主張するにせよ、少なくとも認識可能な領界においては、「超文法的」次元での「述語づけ」の局面から対象的与件が現成すると承認するのであるから、事実的認識の地平では、彼らもやはり、「事態」

の第一次性を(但し、彼らの場合には、「物自体ならざる現象界に関するかぎり」という附帯条件つきで)認めている所以となる。」 202-3P

「事情にしてこうである以上、われわれは今ここでは、この件それ自体には余り拘泥するには及ぶまい。彼らにおける「超文法的主語対象=実体」の要請を揺動せしめるためにも、われわれとしては、むしろ、超文法的次元における「主語—述語」関係を精査するほうが生産的である。この作業の一斑は、本書一六一～一六三頁などでも遂行しておいたが、著者の立場では、煎じつめれば、それは「として」の構制、しかも、間主観的な対妥当性・向妥当性の機制に帰趨する。(尤も、本書では、肯定判断・否定判断の区別に立入っておらず、その点に不備を残しているが、この件については「弁証法における体系構成法」第十章を参看されたい)。「主語—述語」関係の実態を見定めるためにも、茲で視圏の拡張を必要とする。」 203P

「人がもし、論理学的分析などという皮相な次元で自足するのであれば、ないしは、せいぜい論理学的認識論の第一次的“深層”としての所謂“意味論”的な次元で自足するのであれば、たかだか超文法的主語対象を言語的領界外に求めれば済むことであろう。現に、そういう哲学以前の論理学者も尠しとしない。彼らにあっては、「超文法的述語」は、すでに言語的領界での「詞」で間に合ってしまう。だがしかし、「超文法的主語—述語」構造を多少とも掘下げて検討しようとするとき、換言すれば、論理学的表層の奥にある認識の構制や存在の実態に眼を向けようとするとき、人はもはや「超文法的主語対象」のみならず「超文法的述語規定」に関しても、言語的領界内に視野を局定するわけにはいなくなる。」 203-4P

「「超文法的述定」の機制を言語的領界の深層にまで遡って討究する作業は、そもそも「述語的規定」とは何であるかを闡(あき)らかにし、そのことにおいて「超文法的」であれ「文法的」であれ「主語—述語」関係とは如何なるものであるかを定礎するばかりでなく、そもそも「言語」(意味把握・意味表現)というものがいかにして可能であるかを究明する途に通ずるものと予期されうる。」 204P

「著者としては、——既に、旧著『世界の共同主観的存在構造』の第一章においてこの作業に着手し、卑見の構案を概述しておいたとはいえ、そこでは謂わば「言語」的認識における意味構造を知覚的な場面にまで類比的に推及したのかの趣きがあった事情も鑑み——本書の第二論文においてこの作業を正規に開始しようと図った次第である。」 204P

「第二論文が示したとおり、知覚的場面においてすでに、「或るもの」が現前するという当事意識(für es)の事態は、学知的省察者の見地(für uns)からすれば、その都度すでに「所与をそれ以上の或る所知として」意識するという構制になっており、この二肢的二重性の構制は当事意識においても反省的に対自化されうる(本書、六九頁)。そして、ここにいう第一肢的契機たる「所与」(質料的契機)と第二肢的契機たる「所知」(形相的契機)は、まさに、「質料—形相」的相関規定としてのみ存立する。前者を単離的に自存化させようとするれば、それはまさに、アリストテレスの「第一質料」の機制を示し、後者を単離的に自存化させようとするれば、それはまさにプラトンの「イデア」(範例(「パラディグマ」のルビ)イデア)の構制を示すのであって、この「イデア的形象」は「超時空的・非実在的」な存在性格を呈する。しかも、この“イデア”的第二契機は、言語以前の、心理学者が「地」(Grund

=背景)と区別していう「図」(Figur=図柄)の次元においてすでに存立するものであり、心理学者たちのいう「ゲシュタルト」はいちはやく“函数的普遍態”の性格を示す(本書、六九～七五頁)。そして、実は、超文法的な、「主語—述語」関係は、第一肢的所与(質料的契機)と第二肢的所知(形相的契機)との「として」関係(指向的な区別的統一)の一定在形態にはかならないのであり(第一論文、三一頁、三三頁、第四論文、一五五～一五七頁)、そもそも、「言語」という象徴的表現が成立しうるのも、知覚的な次元においてすでに存立する当の二肢的二重性の機制に従ってである(第二論文、七八～七九頁、第四論文、一五六～一五九頁)。」 204-5P

「われわれとしては、こうして、原初的な知覚現相の場面、「或るもの」が現前するという、フェノメナルな基底の場面においてすでに、「質料—形相」的な二肢的二重性の機制を以ってフェノメノンが立現われるという事実定位するとき、——これは実は顛倒した言い方になるのだが——知覚的現相はすでに謂わば“超文法的主語—述語”構造を呈する措定態になっているとすることができる。要言すれば、人々が意識にとっての原初的な“对象的与件”とみなすところの「知覚的現相」のうち、最も原初的なものにあつてすら、それは“超文法的主語—述語”成態(“超文法的な命題的事態”)なのであり、かくして、われわれにとっては「事態」こそが原基的な“对象的与件”なのである。／フェノメナルな基底の場面にまで遡向して分析することを通じて、われわれは、とりあえず“意識にとっての”第一次的な“对象的与件”は「事態(「こと」のルビ)」であることを論決したのであった。」 205-6P

「以上の立論では、しかし、——先に実体主義者たちの或る者が「超文法的主語対象それ自体(x)は認識不可能」と認めることを諒として、深追いを差控えたことにも応ずるものであるが——、“意識にとっての”「事態」の第一次的所与性の追認という域にとどまっている。このかぎりでは、まだ、一部の論者たちが「認識にとっては“事態”が第一次的であるにせよ、存在上はあくまで、“事物”(超文法的な主語による指示対象たる“実体”)が根底的である」と主張しつづける余地を残す所以になっている。論者たちのこの主張は、ギリギリのところは一種の形而上学的態度表明であり、固有のパラダイムに立脚するものであるから、通常の「実証」的ないし「論証」的な手法で論駁し尽すことは、成程、いずれにしても不可能かもしれない。論者たちの場合、上述の通り、当の主張は「神」という実体、「魂」という実体の想念とも複合しており、また「変化の当体」のプロブレマティックとも結合している。それゆえ、これらの方面にまで立入ることなくしては、論者たちとの対質は完現しない。だが、苟(いやしく)も論者たちが「主語—述語」構造の機制に定位しつつ、これを「実体—属性」関係の図式と対応させて「事物の第一次性」を説くのであるかぎり、そのかぎりにおいてならば、われわれは論者たちの足許を掘り崩すことが現に可能であると考え。／著者としては、第一論文(三四～三八頁)においてそれを試み、さらには、第四論文(一四五～一四六頁、一七七頁)において、論者たちの錯認の機制についても指摘しておいた心算である。／ここでは、それゆえ、この論件そのものをそのままの形で蒸し返すことはやめ、われわれが“事物”(「もの」)に対して、第一次的な存立態であると主張する「事態」(「こと」)の存在性格について、積極的に論考しておこう。」 206-7P

「「事態」は、さしあたり「(コレハ)生(ダ)」「(コレハ)動く」「(コレハ)大きい」というよう

な“超文法的基礎命題”に応ずるとき原基本的な位層であれ、「三角形ノ内角ノ和ハ二直角デアルこと」「地球ハ動イテイルこと」「コノ花ハ赤イこと」といった上位的中位的な諸位層であれ、対象的な相で現前し、単なる認識としての“判断”とは区別して意識される。尤も、対象的与件としての客観的事態と判断的成態としての主観的事態とは必ずしも別々に“離在的”な相で泛かぶわけではない。あまつさえ、客観的事態も主観的判断も、言語的に表現しようとすれば「何々ハ云々デアル」という命題の形でしか言い表わしようがない。それにもかかわらず「何々ハ云々」という命題的成態のうち、或るものは主観的判断にすぎないものと見做され、或るものは客観的事態であるものと“区別して”了解される。それどころか、まさに両者の関係に即して「認識」ということが主題化される。・・・(本書では省くとして肯定・否定の話)・・・」207-8P

「それでは「事態」は、主観的と客観的との両義的であるのか？ ないしはまた、純然たる主観的心象としての“事態”と、純然たる客観的事実としての<事態>という二種類のものであって、たまたま構造的な対応性・類似性があるために同じ「事態」という詞で呼ばれているのか？ 結論から先に言えば、われわれは、この設問に対して、どの選択肢をも否認してしまう。というのは、この設問が拠って立つ前提的了解さのものを肯んじないからである。」208P・・・この‘事態’についている括弧の付け方が不明

「惟えば、近代哲学においては、存在論以前の暗黙的了解事項として、世界を精神的存在と物質的存在とに二元化する構図が立てられてきた。なるほど、唯心論は物質的存在を認めず、唯物論は精神的存在の自存性を認めないが、しかし、構図的にはあくまで物心の二元性の図式を踰越(ゆえつ)せず、尠なくとも存在というとき、精神的存在(心理的存在)か物質的存在(物理的存在)かのいずれかであるものと了解してきた。しかしながら、この二分法は存在界の実情に適(「かな」のルビ)っていない。」208P

「われわれは、第四論文において、いわゆる「個体的実体」も「普遍の本質」も、<表象以上の或るもの>であり、イデアールな存在性格を呈することを論定しておいたが(一三九頁、一四七頁、一五〇頁、一六五頁など)、この「イデアールな“存在”」というのは、まさに物質的存在とも精神的存在とも存在性格を異にするわけである。精確に言い直せば、精神的存在であれ物質的存在であれ、これは *realitas* であって、時間性(可易性)、特個の個別性ということで、存在性格を特徴づけられているのに対して、われわれの謂う第二肢的所知(形相的契機)は、「超時間性(不易性)」「函数的普遍性」といった特異な存在性格を呈することに因んで「超時空的・非実在的・イデアール」と呼んでレアリティスから区別された次第であった。尤も、特異な存在性格といっても、これを呈するものは実は決して少なくないのであって、例えば、純粋数学上の「数的存在」や純粋幾何学上の「図形」、真・善・美・聖(偽・悪・醜・俗)といった「価値」的存在、それにまた「法則」そのものなど、通常の「物心二元分類」には納まりきれないものはいくらでも挙げることができる。(近代哲学は、それを無理矢理に何とかして、物心のいずれかに帰属させようとしてきた。それというのも「イデアールな“存在”」というまさにプラトンのようなアイデア、ないしは、中世スコラの実念論(概念実在論)に謂う「普遍」[実在としての「類」とか「種」とか]と“近縁な”“形而上学的存在”を断乎として認めないところに、近代哲学・近代思想の立場性、近代合理主義的立場性が存するからである。われわれは、勿論、形而上学的存在の実在性を認めない。

それは物象化的錯認の所産であって、決して真に実在するものではない。がしかし、錯認において形而上学的存在とみなされてしまうごとき対象性が現に“ある”ことは無視できない。近代合理主義は、「形而上学的実在」という錯認の生ずる機制を正しく把握しえず、謂うなれば“恐怖にかられて”ひたすら“形而上学的存在”という“影”から目をそむけ、何かといえば「形而上学！」というレッテルないし呪文をなげつけて“保身”したつもりになっていた。だが、古典物理学的な、絶対時間・絶対空間・絶対質量、力、法則、等々、近代思想はみずから多くの「形而上学的実在」を身の支えにしてきたのが実情である。われわれとしては、臆することなく、「物質」か「精神」かという二元的分類の因習を卸けてかかることができる。」 208-10P

「偕、本題に戻って、「事態」が物質的存在でないということ、これは詳説するまでもあるまい。物質的存在は、質量的であると否とを問わず、尠なくとも時間・空間的に定位されることを判別的な特質とすると謂われる。(後に触れる通り、この通念には一定の留保を要するが、とりあえず此の判別基準に仮託して議論を進めよう)。しかるに「事態」は、それ自身としては時・空間的に定位できない。このさい、事態と事件とを混同しないこと、また、一総体としての事態とその契機的質料(事態の存在契機をなしている項の質料を物(「もの」のルビ)化したもの)を混淆しないことが肝要である。<犬ハ動物ダ><犬ガ走ル><尾ハ長イ>といった事態において、「犬」「走ル」「長イ」といった契機は時・空的であるし、「犬ガ走ル」という事件は時・空的である。しかし、犬ハ動物デアル事、犬ガ走ル事、尾ガ長イ事、これらの<こと>そのものは時空的ではない。この間の事情は、犬ガ走ルトイウコト、何々ガ云々トイウコトと表記してみれば愈々(いよいよ)明白であろう<犬ガ何時何所(「いつどこ」のルビ)デ(しかじかの時刻にかくかくの場所で)><走ル>と限定しても、それは当の事件(これは既に“云々の出来事、つまり事件=事象トイウモノ”という相で物(「もの」のルビ)化されている!)の時空的限定であって、<犬ガ何時何所デ走ル>という事(「こと」のルビ)はその何時何所(「いつどこ」のルビ)に在るわけではない。犬ハ動物デアリ、走ルかもしれないが<犬ハ動物デアル>は動物ではないし、<犬ガ走ル>は走るわけではない。一般に「事態」の構造的契機になっている“述語”規定(動物デアル、走ル)は事態そのものにとっての述語の規定ではない。この点では「事態」の構造的契機になっている“副詞”的時空規定(何時、何所デ)に関してでも同断である。そして、後述の通り、「<云々トイウコト>ハ何々デアル」と述定するさいの述定詞(何々)の位置には時空的な規定詞は立つことができない。こうして、「事態」それ自身は非時空的であり、この判別的徴表に則して、物質的存在とは存在性格を異にすることが判る。」 210-1P

「「事態」は、また、意識内容=心像=表象という相での精神的(「プシヒツシ」のルビ)な存在でもない。事態の構造的諸契機や事件は、“心像”のかたちで泛かべることができるにしても、<云々トイウコト>、この「コト」そのものは表象のかたちで思い泛かべることができない。そのうえ、「コト」は、われわれが本文中でみた「概念」の場合と同様、それ自身としては普遍的・不易的・函数的であって、<表象以上の或るもの>である。さらにいえば、表象=意識内容の“世界”は物質的な時間・空間とはそのまま合致しないにせよ、やはり一種の“時・空間”的秩序を具えた“意識的世界”を形成しているが、事件ならざる「事態」(コト)はおよそ“時空的秩序”に属しておらず、この点に徴しても心理的(「プシ

ヒツシ」のルビ形象とは存在性格を異にすることが論決される。／こうして、「事態」は、物理的実在でも心理的形象でもない。とはいえ、「事態」は決して端的に無なのではない。」

211P

「事態」の存在性格を積極的に規定するためには、「事態」そのものが主語に立つとき、如何なる性格の述語規定が与えられうるかを見してみるのが好便であろう。「事態」の構造的契機として含まれている述語的規定は、先にみた通り、そのまま直ちに「事態」そのものの述語となるわけではない。事態そのものに対する述語づけは、よしんば当の事態に内的契機として含まれるものと偶々同一の詞(「ことば」のルビ)で表わされる場合であっても、謂わばメタ・レベルの賓述として更めておこなわれる。が、このメタ・レベルの積極的な賓述語は、種類の上でおのずと限定される。——勿論、<云々トイウコト>ハ<斯々トイウコト>デアル」という形、すなわち、述定詞が<斯々ナルコト>という一つの事態である場合には、この述定詞の内容契機でたる「斯々」は特に限定を受けないが、この「斯々」は<コト>の述語規定ではない。賓述詞あくまで<斯々ナルコト>という述定的事態である。また「<云々トイウコト>ハ何々デナイ」という否定的述定の場合も、「何々」の位置に立つものは何らの限定を受けないが、しかし、その大半はカテゴリー・ミステークの排却であって、実質的な否定的賓述詞は特定種類のものに限られている——。「事態」を主語にして実質的な賓述(肯定的および否定的)がおこなわれる際、述語に立ちうる詞句(「ことば」のルビ)は、第一に、(イ) 価値的評価、ないし、(ロ) 評価的態度を表明するたぐいの形容詞および抽象名詞、第二に、(ハ) 広義の存在・非存在、ないし、(ニ) 存在様相の認定を表わすたぐいの動詞および抽象名詞や抽象形容詞、この二種類に限られる。(このさい、「事態」と「事件(=事象)」とを混淆せぬよう、あらためて留意されたい)。第一類=価値性の述詞の例を挙げれば、<何々ガ斯々トイウコト>は、(イ)「真デアル(デナイ)」「偽デアル」「良イ」「悪イ」「素晴ラシイ」「醜悪デアル」「神聖・崇高デアル」「事実(=真実=真理) デアル」、(ロ)「当然デアル(デナイ)」「正当・不当デアル」「肯定・承認デキル」「否定・拒斥セザルヲエナイ」等々。第二類=存立性の述詞としては、(ハ)「成立ツ」「成立タナイ」「存立・妥当スル」「有ル」「無イ」、(ニ)「アリウル」「アリエナイ」「可能・必然・偶然デアル」「必ず実現スル」「決して実現スル筈ガナイ」等々。このさい、しかし、<コト>の「アル」は、物質的存在の「在る」、つまり、時間・空間的に定位できる「在る」とは別種の「アル」であることは既に明らかであろう。この種の「アル」を狭義の存在と区別して、「存立」(Bestand)「妥当」(Gelten)と呼ぶことにしよう。(翻って、“第一類”の「価値」の存在性格もやはり、じつは、「存立」「妥当」にほかならない。けだし、「価値」が「事態」の述詞たりうるのも、そのためなのである。)」 212-3P

「われわれは、以上で、<コト>つまり、「事態」は、特定種類の述語に限ってではあるがともかくにも積極的な述定の主語的対象たりうるごとき一種の「有」であることを追認しつつ、<コト>の「アル」の特異な性格、すなわち、「事態」の存在性格に徴して、それを「存立」ないし「妥当」と呼ぶこと、とりあえずこの点まで議論を進めてきた。今や、この「妥当」の存在性格を「事態」の存立構造の討究を通じて積極的に規定していくべき段取りである。」 213P

「事態」は、本文中で縷々論じておいた通り、第一肢的所与 x が第二肢的所知(a)として現

前するという構造、判断的に明示していえば、**xが(a)**であるという構造を呈する。——この対象的二肢性そのことについては、もはや詳論を要せぬところであるが、顧みれば、本文中においても、第四論文で簡単にふれた以外は高次の「事態」が成立するためには言語的交通が本質的な媒介的契機となっていることをわれわれはこれまで余り強調していない。それというのも、われわれの謂う「事態」は狭義の言語的命題(普通の文法的次元での「命題」)に局定されるものではなく、知覚的な場面での「対象的分節態」をも包摂するものであることを顕示し、以って某々学派の主張と混淆されることを防遏しようとの含みがあった。しかし、実際には、知覚的な場面における「図」の分節の具体的な在り方からして既に言語的交通によって媒介されているのであって(本書、五六頁、一五四頁、一五六頁)、第二肢的契機たる所知(形相的契機)は、それ自身としてはよしんば名状的でなく、“無名的”であるにしても、その分節化の場ですでに言語的媒介性を蒙っており、従って、かかる「所知」を構造的契機(“述語”的契機)として成立している。「事態」は総じて間主観的=共同主観的な被媒介的存立態であるのが実情である。今や、この側面に力点をおいて見ていこう。」 213-4P

「「事態」の存立、つまり、**xが(a)**として現前すること、**xが(a)**であることは、その都度誰かに帰属する。(この「帰属」「人称的帰属」の機制については、本格的に論考するさいには「身一心」問題に立入るを要するので、ここでは割愛する。別稿「身心関係の問題論的構制——他我認識の問題にもふれて——」[今秋または明春に「産業図書」社から刊行される大森莊蔵・山本信・井上忠・黒田亘諸教授との共著『身一心問題』(仮題)所収]、および、とりあえずのところは拙著『世界の共同主観的存在構造』第二部第一章を参照ねがいたいと念う)。「事態」の帰属する「誰」は、不定人称的な相の“他者”または“自己”でもありうるが、ともかく、構造的には「事態」はその都度すでに常に「誰」かに対して現前する。そして「有(無)」とは、原基的には、この「誰か」への現前性、対妥当性と相即する。誰かにとって現前するということ、これがフェノメナルな次元での原基的な「有」である。」

214-5P

「ところで、「事態」は、私にも他者にも同時的に帰属することもある。が、私には帰属するが彼には帰属しないとか、汝には帰属するが私には帰属しないとか、不共属の場合もある。こうして、フェノメナルな現相に即して基礎的な構造を対自化していえば、この「誰」は私とは限らず他者でもありうる。とはいえ、「事態」が他者ら対妥当するのは、私が他者と融即しているかぎりにおいてであり、そのさいには、私は、謂うなれば扮技的に他者として、剗切には、他者としての私という相で存立する。謂う所の「誰」は、さしあたっては特個的であるが、言語的交通の進展と既成化にともなって、やがては不定人称的な *das Man* の相、つまり、特定の誰彼ではないがその誰でもありうるごとき、“函数的に”“普遍化された”相へと脱肉化される。そして、この“函数的に普遍的”な相での「誰」が理念化(「イデアリジーレン」のルビ)されたもの、それがいわゆる“認識論的主観”すなわち、個別的な諸主観との区別において思念される“主観一般”にほかならない。」 215P

「爰に謂う“認識論的主観=主観一般”は、決して個別的各主観のアプリオリな内核といったものではない。また、超個人的な一つの実在でもない。それは間主観的な交通を介して各自がそれへと自己形成を遂げていくごとき *etwer* であり、苟(いやしく)も成人において

は彼が認識をおこなうその都度みずからをそれとして僭称して *etwer* であって、それは恰度、人々が言語活動をおこなうさい母国語の“言語主体一般”（チョムスキーの謂う *ideal-speaker-listener*）を僭称するのと同趣の機制で成立する。視角を変えていえば、超文法的賓述の述語((a)) ——この典型が「概念」であり、そのうち最も基礎的なものが「カテゴリー」と呼ばれるわけだが——、この形相的契機の間主観的形成と“主観一般”の自己形成とは同一過程の楯の両面にほかならない。この場合、形相なるものや主観一般なるものが実体的自存するわけではなく、所与の質料的契機(x)をしかじかの形相的契機((a))として措定するという事態の間主観的同調性、間主観的に同調的な(a)としての措定、現存するのはもっぱらこの機能的連関態のみである。が、行論の便宜上、敢て個別的認識主観が謂わば扮技的に“認識論的主観”として賓述的措定をおこなうような表現方式を採ることにしよう。」 216P

「個別的認識主観と称される者に即していえば、彼はなるほど個性的な特質を具えており、決してまるごと“認識論的主観”に帰一するわけではないが、苟くも言語的交通によって存在被拘束的な意味形象、すなわち、形相的契機((a))を与件に向妥当せしめるかぎり、多かれ少なかれ間主観的な同調性を免れない。という域を超えて、一般には、彼は即自的に、“認識論的主観”が措定するであろう相にアンガージュしている。勿論、認識論的主観の僭称は即自的な構造たるにすぎず、自分が認識論的主観＝主観一般の普遍妥当的な立場で判断している心算でも、それが単なる私念(「マイニング」のルビ)にすぎないことを思い知らされるケースが不断に出来(「しゅったい」のルビ)する。そして、そのことを通じて間主観的な自己形成が進捗する次第であるが、ともあれ、その都度すでに“認識論的主観”を僭称するかたちになっている。時としては、無論、個別的認識主観としての対自的な判断と認識論的主観の判断とが乖離していることを自覚する場合もある。だが、その場合でも、当の自覚主体の即自的構造としては、一段奥に、認識論的主観としての僭称を秘めているのであって、自己を単なる自己以上の“認識論的主観”として僭称するという二肢的二重性の構造は須臾(しゅゆ)も免れない。」 216-7P

「こうして、「事態」を判断措定的に現前せしめるという在り方は、「所与」と「所知」との二肢的二重性の構造に加えて自己と“認識論的主観”との二肢的二重性の構造を存立せしめており、都合四肢的な構造態なのである。」 217P

「茲に、翻って、「事態(「こと」のルビ)」は必ず誰かに帰属するということが、xが(a)であるということが誰かに対して対妥当するという存立構造は、謂う所の「誰」が認識論的主観として存立するかぎり、“認識論的主観”に対する対妥当性として把え返される。この相における「事態」すなわち、“主観一般”に対して対妥当的な事態、これが——単にあれこれの個別的な主観に対妥当＝帰属する“主観的事態”、単なる主観的な“判断的事態”と區別して——通常“客観的事態”(＝客観的事実)と称されるものはほかならない。「事」とは、所与が単なるそれ以上のイデアールな所知として、単なる個別的主観以上のイデアールな「誰」に対して対妥当的に向妥当するという事態そのことである。」 217P

「われわれは、右の了解に立脚して、判断における真理性・虚偽性の問題——すなわち、一般には“客観的事実”と“判断的事態”との一致・不一致といった構図で思念されている問題——の真実態を把え返しつつ、認識論的討究の歩を進めることができるし、また、

いうところの“客観的事実”の諸契機が物象化されることにおいて“事物の第一次性”という思念が生ずる次第などを批判的に剔抉することもできる。が、しかし、そのためには「事態(「こと」のルビ)と「事件」との関係に立入る必要があり、その前件として「時間論」「空間論」の主題的展開が必要とされるので、ここではそこまで筆を伸ばすことは差控えよう。」217-8P

「不得要領ながらも、以上の“余論”によって——「関係の第一次性」と相即する存在論的な射影はひとまず措くかぎりで(この件については別著『無の思想と事の哲学(仮題)』朝日出版社より今秋刊(当該の発刊物が見当たりません、出版社が同じならば、ずっと遅れて出た『仏教と事的世界観』しか想起できないのですが)を参照されたい)、「事」と「関係」との関係についてはまだ論定していないにせよ、——さしあたり、認識論的な平面への射影相に即して、「事」の含意を幾分なりとも見え易くし得たとすれば、以って瞑すべきであらう。」218P

「解説 ことばへの問い、世界への問い」 熊野純彦

(・廣松渉『もの・こと・ことば』筑摩書房(ちくま学芸文庫)2007)巻末文)

廣松さんの単行本の文庫本化で、熊野さんが解説を書いています。廣松さんが、哲学・認識論的なところの軸のところでは廣松さんの思想を継承してくれると廣松さん自身が一番期待していたひとではないか、というところでの担当だと推測しています。

この「解説」は珍しくエッセー的なところで始まっています。

「ことばは、ひとを傷つける。ときに、深く傷つける。ひとは、ほんのひとことのことばで、相手に回復不可能なほどの傷を負わせることができる。他人のなにげないことばに傷ついたとき、ひとはむしろことばの鋭利なはたらきを呪うことだろう。他者を傷つければ、やがてはじぶんもなにほどこかは傷を負うものだから、だれかをことばで傷つけてしまったときにも、ことばという道具を扱いかねる思いに、ひとは囚われることになる。」261P

この後、ことばの無力さについて書き、そして廣松さんのことばと「表情論」について書いた文と共振するような熊野さんの文が続き、次の文が出て来ます。

「……ことばにならない思いが「先ず」あって、そののちに言語的な表現に突きあたり、あるいは捜しもとめられるのでは、おそらくはない。ひとはかえって、言語を手にし、言語のなかで生き、言語の内部に封じ込められて、言語そのものに棲みつき、言語を生きていったその果てに、ときに避けがたく、「ことばにはならない」無数のものごとくに突きあたるものと思われる。／そうであるとすれば、ひとの経験にあって「ことばにならない」とされるもの、言語以前のことがらは、ことばによってこそはじめて「発見」される。言語が一定の境界を設定したときに、その境界の外部にあるものが同時につくりだされる。言語以前のものとされる多くのものごとが、まさにことばに「先だつ」ものとして主題化されるのも、あらかじめ言語が主題化されていることによってである。そのかぎりでは、ことばになるもの、ことばにならないもののいっさいをふくめて、ことばがある意味では「すべて」である。そのかぎりではまた、言語によって明晰になるもの、言語が明確にしたのちになお残りつづけるものいっさいをはらんで、言語こそが「いっさい」の可能性を、言語以前のものとされるもの・ことのすべてをふくめて、いっさいが立ちあらわれる「可

能性」を準備する。」 264P

ここで、エッセー的文は終わり、哲学的・認識論的な文に入っていきます。

「言語的転回(linguistic turn)が、現代哲学の成立を告げる曲がり角であった、と語られるようになってから、すでにひさしい。いっさいがある意味ではことばであるかぎりでは、言語的転回は、哲学にとって不可避であった。本書の著者、廣松渉の思考もまた、基本的にはその動向の内部にあるといわなければならない。廣松哲学がすぐれて現代の哲学である理由のひとつも、そこにある。つまり廣松哲学のもまた、言語的転回のものに登場した思考であることで、すぐれて現代を代表する思考となっている。じっさい廣松は、本書に先行する著書、廣松自身の哲学的構想を積極的に開示した最初の著作の一章をつぎのように書きはじめていた。「近年、哲学者たちの言語観に——剝切にいえば「言語存在」にたいする哲学者たちの構えのとりかたに——抜本的な変化が生じはじめているように見受けられる。はなはだ誤解を招きやすい表現であるが、「中世的世界観が“生物”をモデルにして万物を了解し、近代的世界観が“機械”の存在構造に定位して視界を拓いた」と云われるのに対して(この点については拙著『マルクス主義の地平』第二章第一節参照)、いまや「言語存在」の究明を通路にして新しい世界観的な視座が模索されつつある、と断じても恐らくや大過ないであろう」(『世界の共同主観的存在構造』第二章)。」 265P

「廣松の名をこの国の哲学界に、ひいてはまた読書人たちの世界にひろく知らしめた、その基本的立場、いわゆる現象世界の「四肢構造」論もまた、ことばのありかたに思考の支点を置く立場と無縁なものではない。というより、それはある意味では端的に、世界を言語としてとらえようとする発想をふくむものであった、とさえいってよい面をもつ。」

265-6P・・・廣松さん自身は言語論よりも役割論を軸に置いていたのでは？

「現象、世界の立ちあわれは、一般に、そのつど・すでに、たんなる「感性的」所与を超えた或るものとして現出する。たとえば、いま聞こえた音は、鶏の一声として「コケッコー」という分節をともなったものとして、目のまえに置かれているものは「灰皿」としてあらわれる。「意識は、必ず或るものを或るものとして意識するという構造をもっている。すなわち、所与をその“なまのまま” als solches に[そのものに]受けとるのではなく、所与を単なる所与以外の或るもの etwas Anderes [他の或るもの]として、所与以上の或るもの etwas Mehr[それ以上の或るもの]として意識する」(『存在構造』第一章)。廣松は、続けて書いている。「このことが最も典型的に顕われるのが記号の場合である」。音声記号はたんなる音ではなく、意味の染みとおった響きであり、文字記号はただのインクの染みではなく、意味のある形象にほかならないからである。／それだけではない。廣松によれば、現象、世界の立ちあわれ、存在者の現出のいっさいは、「比喩的にいえば」「すべて記号(象徴)的な在り方をしている」のである(同)。」 266P

「・・・・・・廣松が「世界の共同主観的存在構造」を主題とするとき、問題の共同主観性は、なによりもまず、ことばの共有に裏うちされた共同主観性なのである。言語をめぐる思考はそれゆえ、世界をめぐる廣松の思考の中心的な部分に、あらかじめ食いこんでいる。」 267P

「本書を理解するうえで前提となる、廣松の若々しい思考の一端を、もう少し跡づけておこう。世界が拓かれる、経験のその場に身を置いて、経験それ自体のなりたちを問い、経

験のあらたな相貌を私たちのまえに切りひらいてみせる、その手ぎわに注目しておく。／
たとえば、単純な経験、「いま、時計の音が私に聞こえている」という経験を考えてみる。
ここで「時計の音」とは、なにを意味するのだろうか。音そのものは「手で触れうるよう
な物的な存在」ではない。それはまた、単なる心的な現象にすぎないものでもない。音が
聞こえるとは、それではなにか。この経験を可能にするのは、どのような条件なのか。／
音は、第一に、「空気の振動」それ自身ではない。振動そのものは聞こえない。音はまた、
「生理的プロセスそれ自体」でもありえない。神経伝導の過程そのものが音なのではない。
／第二に音は、聴覚器官にばかりではなく、「時計の運動や空気の状況」によっても規定さ
れている。音は主体的な過程と側面をもつと同時に、客体的な諸条件にも依存している。
／「第三に、この音は「カチカチ」と聞こえるが、チックタック etc.ならざるこの聞こえか
たは、一定の文化的環境のなかで、他人たちとの言語的交通を経験することによって確立
したものである。それゆえ、現在共存する他人というわけではないにせよ、ともあれ文化
的環境、他人たちによってもこの音は規制される。(いま時計が人工の所産だという点は措
くが、この他人は言語的交通という聯関で問題になるのであり、彼らの生理的過程や“意
識”が介入する!)。この限りでは、音は、強いていえば、私の生体や“動的”環境のみな
らず、“文化的”環境をも含めた世界の総体に属する、と云ってしかるべきである」(同)。
世界は、かくて、共同主観的に与えられており、しかも言語的に共同化されて現に与えら
れている。ことばを問うことは、かくてまた、世界そのものを問うことなのである。」267-8P
「本書『もの・こと・ことば』は、こうした立場に立つ著者が、自身の言語観を体系的に、
また一般読者にとっても分かりやすいかたちで論じた一書である。その意味でこの著書は、
ことばをめぐる諸問題に関心を有するすべての読者にとって興味ある作品であるとともに、
廣松哲学に対する、廣松そのひとによる恰好の入門書ともなることだろう。」268-9P・・・
「分かりやすい」？「入門書」？

「出版にさいして書きおろされた、相当な分量の「跋文に代えて」をべつとして、本書は、
性格や長短をそれぞれ異にする四篇の論文からなっている。簡単に解説をくわえておく。
／第一論文「物と事との存在論的区別」は、「物的世界観から事的世界観へ！」を合いこと
ばのひとつにとする著者が、そもそも「もの」と「こと」とはどのようにことなっている
のかを、日本語の用法を手がかりに解きあかし、あわせていわゆる「もの」、事物的な実体
に対して、「こと」、つまり事態、できごと、関係が先行するしだいを説いた一篇である。
読者はこの一文をたんねんに読みととくことで、ことばに定位して思考を紡ぐ著者、廣松
が、鋭敏な言語感覚の持ち主であることを、あわせて認識することができるはずである。
／第二論文「「事」の現相学への序奏」は、廣松哲学体系の成立にとって、おそらくは決定的
な意味をもつ論文のひとつである。廣松はこの論稿のなかで、そもそも「或るものが現
前する」ということがらそれ自体のなりたちを問いかえす。或るものがそのものとして、
他のものから「異」なった、それ自体は「同」じものとして立ちあらわれるメカニズムの
分析から開始されるこの論攷の主要部分は、じっさい、ほとんど一字一句そのままのかた
ちで、後年、廣松の主著『存在と意味』第一巻において反復されることになる。／第三論
文は、他の論稿とはすこしばかり色彩を異にして、言語という問題そのものが有する哲学
的意味一般について説き、あわせて著者にとってのことばという主題の位置をめぐってし

るしたものである。一書全体の理解のためには、よい手がかりともあるだろう。／第四論文「意味の存立と認識成態」は、この著者らしく厳密な構成と、周到な議論とをともなった長大な論文である。廣松の思考そのものにやや馴染みが薄い読者は、まずこの論攷から読みはじめるのがよいように思われる。廣松はそこでまず、言語の意味をめぐるさまざまな所論を整理したうえで、みずからの意味論、言語論を展開し、最後に、認識それ自体、世界の立ちあられそのものに対してことばが有する意味をめぐる、独創的な思考を展開している。この一篇だけでも、十分に廣松哲学入門たりうる雄編である。」269-70P

「著者、廣松渉は、この国の戦後を代表する哲学者のひとりである。この一書には、その哲学者が、体系的な表現のかたちを最終的に手にすることになる、その一歩でまえで、ことばという枢要な問題に寄せて思考を織りあげた代表的な論稿のいくつかが収録されている。ひとはこの書を手にとり、開くことで、この国が生んだ最良の哲学的思考のひとつに、そのもっとも重要な局面で触れることになるだろう。」270P

たわしの読書メモ・・ブログ 653

・小出裕章／西尾正道『被ばく列島 放射線医療と原子炉』KADOKAWA 2014

649 で取り上げた西尾さんの小出さんとの対談本です。原子力物理学の研究者小出さんと放射線医療臨床医西尾さんとのフクシマ原発事故3年後に出された本、放射線に対する基礎知識と細かいところまでの問題点を出してくれています。放射線で原資料になるような本です。反原発関係の集会に参加していて、その中で発言されていることの検証にもなったし、元の資料にあたるというところで、649 と共に、これからも参照していく本です。

この当時、「美味しんぼ」で描かれた鼻血シーン、当時「風評被害」ということばと共に、叩かれていたのですが、わたしも精神的なものではないかなどと押さえてしまっていたのですが、この本の中で、科学的根拠があることとして示されています。当時、話題になっていた原発の輸出ということも、今日破綻が明らかになっていますし、高速増殖炉もんじゅも廃炉になっています。そもそも、どうして日本がいまだに、原発の再稼働を進めえるのか、わけが分からないのですが。

さて、前の 649 で、甲状腺癌への著者のコメントにわたしは疑義を抱いた話を書いたのですが、そもそも、著者の話は医療過誤の話になっていますし、同業での批判であいまいにしているようなのですが、その原型の話がここでも出てきます。わたしは何か、ジクゾーパネルの肝心のピースが抜け落ちているようなことを感じています。小出さんは二度にわたって、「では一体どちらが正しいのかということですが、私は少なくとも科学は、何よりも事実に基づくべきだと思っています。従来で説明できないような現象が事実として起きているのなら、その事実を踏まえて、新しい科学を作るのが科学のやり方だと思っています。アプローチの仕方としては、私は（ICRPに比して）ECRR（欧州放射線リスク委員会）が正しいと思います。」110-1P と「しかし、もともと科学とは、それまでに説明できない事実について合理性を持って説明しようとするものであって、現に存在している事実をないものにするのは、およそ科学的ではない。・・・」197P と話しています。小出さんがこの問題について直接触れているわけではないのですし、西尾さ

んに伝わっているかも分からないのですが、そこからすると、医療過誤でもないかぎり、これだけ甲状腺がんが出て医療過誤ということにはならないと思います。また西尾さん自身も「……現実には起きている疫学をまず重視するということから出発しています。それは、どういう現象が起きているかをまず見るという科学の出発点です。」111Pと発言しています。どうしても西尾さんの「過剰診断論」が分からないのです。

小出さんの発言には以前から全面共鳴しているのですが、一つだけ、「60禁」の話が分かりませんでした。個人的なこととして秘かに実行することで、公にして他者への呼びかけのようなことをしてしまうと、高齢者への抑圧になりかねません。

この対談を見ていると、政府の主張していることとの乖離がはっきりしてきます。またICRPが民間機関で、しかも、原子力推進機関という内容なのに、その基準を国際基準として政府が突き出していることのごまかしも明らかになっています。

今回は、この本に戻るということを前提にして、目次一覧を出し、切り抜きメモを極力抑えます。

目次

まえがき 西尾正道

プロローグ——3・11福島原発事故から3年経って

放射性物質で汚れた国土には住めない

医学の進歩の原動力である放射線診断学

国際原子カムラと医療邑の構造を明らかにせよ

第1章 そもそも放射線とは？ 被ばくの実態に向き合う

「能動的な毒物」の放射性物質とは何か？

健康被害と内部被ばく

放射線防護学は擬似科学

例えばセシウムが体内に取り込まれたら

外部被ばくと内部被ばくはどう違うか

第2章 世界一の医療被ばく国、ニッポン

今の医療現場は放射線を使いすぎでは？

「がんの3.2%は診断による被ばくが原因」

がん検診に有効なPETにも、こんな心配事がある

放射線による緩和医療の実情

原発の立地周辺地域でも、がんが多発している——北海道泊村のデータ

第3章 原発事故による被ばくとの格闘 福島で何が起きているか

実測値を測れ

甲状腺がんの問題については……

低線量地域に住み続けるということ

セシウム・ホットパーティクルに注目せよ

がれきを燃やした結果

ガラスバッチの罫

低線量被ばくに関する「ベトカウ効果」とは？

放射能汚染水処理のデタラメさ
除染についても物申したい
放射線の概念とその単位
放射線のエネルギーの問題を看過するな
海洋汚染は、なぜ深刻か
地球上にばら撒かれてきた放射性物質セシウムとストロンチウム
溢れてくる放射能汚染水の量は予測がつかない
食品汚染にどう対処するか
私が第一次産業を守りたい理由
「60禁」のすすめ——子どもたちを守ろう！

第4章 原発の安全・安心神話を語るのは誰か

ただの民間企業にすぎないICRP
チェルノブイリ事故後にできたECRRの主張とは
ゴフマンの「被ばくの危険度」の評価について
事故後の鼻血の問題について
広島原爆におけるABCCの疫学研究には問題あり
ICRPの基準とECRRの基準はなぜ違うのか？

第5章 原発作業員や放射線医療従事者を被ばくから守れ

原発作業員たちは被ばくからどう守られているのか
放射線の専門家はどう育てられているのか

第6章 放射線廃棄物をどう処理するか

核廃棄物のトイレはどうするか
そもそも核の無害化技術は、実現性なし
医学の立場からすれば、放射性医薬品にはメリットがある

第7章 日本は世界の流れから取り残されていないか

米国の原発が止まる
撤退すすむ先進国の原子力産業
世界に売りつける日本の原子力メーカー
なぜ失敗ばかりの高速増殖炉を続けるのか
どうしてもプルトニウムを懐に入れたい日本
日本の医療のいい面を自覚せよ
TPPは医療がターゲットだ！

終章 私たちはこれから、放射線とどう向き合うか 後世の子孫への責任

胎児とお母さんの被ばくについて思うこと
細胞の放射線感受性についての「ベルゴニー・トリボンドの法則」を知ろう
今後どうするか——生き方や文明論の見直しのきっかけに
被ばくがもたらしたのもの——がんが増えだしたのは明らかに戦後から
若い人たちへのお願い
提言——これからの原発と医療のあり方

あとがき 小出裕章

巻末資料1 PET施設と原子力発電所

巻末資料2 原子力発電所一覧

巻末資料3 PET・PET/CT・サイクロトロン設置施設一覧

巻末資料4 PET・サイクロトロン県別設置状況

切り抜きメモです。肝要な所だけにします。対談本なので最初にどちらの発言かを入れます。斜文字はわたしのコメントです。

まえがき 西尾正道

「小出氏とその数人のグループは以前から原子力発電の問題点を指摘し、孤立無援の闘いをしてきたことは存じ上げていた。しかし、私はがんを放射線で治す「表（光）の世界」に身を置き、忙しい日常臨床の業務に追われて、放射線の「裏（影）の世界」にまで目を配る余裕はなかった。だが原発事故後、影の世界を見てみると、ICRPの放射線防護体系と称するものは、科学的にも論理的にもおかしな点が多いことに改めて驚いた。ICRPは研究所もなく専任の研究者もいない組織で、原子力関係団体から多額の寄付金や運営費を受け取り、原子力政策を推進する立場で放射線の健康被害を論じている感を強くした。」10P

第1章 そもそも放射線とは？ 被ばくの実態に向き合う

放射線防護学は擬似科学

（西尾）「しかし、原発事故における内部被ばくをICRPは、全然当たっていない細胞までも含めて臓器換算や全身化換算して内部被ばくの線量を極小化するトリックを使っています。……」25P

第2章 世界一の医療被ばく国、ニッポン

「がんの3.2%は診断による被ばくが原因」

（西尾）「日本の年間X線線量は1477回/千人で15カ国平均の1.8倍被ばくしており、がんになった例は年間7587例と推定しています。その発表の後1年間ぐらいは、放射線科の学会でもこの問題を議論されました。結局、結論は「でも、やっぱり放射線の検査は必要だから、仕方ないよ」で終わった。その後も診断学でどんどん使われており、CTスキャナーなどの高額医療機器の保有割合は世界一です。……」35-6P・・・「放射線は体にいい」とか意味不明のことを言っていたひとは、こういう現実も押さえていない

（西尾）「また乳がん検診もマンモグラフィーを1次検査としないで、超音波装置で行うことも考えられます。しかし、従来型の検診を業務とする人たちもおり、既得権益もできていますから、なかなか医師不足の問題もあり切り替えできません。／原子カムラという詞がありますけれども、医療ムラとでもいえる構造もあるのです。……」37P

（西尾）「まさに原子力政策が「国民のための科学」ではなく、「お金のための科学」となっているのと同様に、「国民のための医学」ではなく、「お金のための医学」になっているのです。……」38P

原発の立地周辺地域でも、がんが多発している——北海道泊村のデータ

(西尾)「また世界的には原発事故がおこらなくても原発立地周辺の子どもの健康被害は報告されています。実際に北海道の泊(「とまり」のルビ)原発なんかの周辺地域では、がんの患者数がダントツに多い。道内平均の1・4倍程度です。岩内(「いわない」のルビ)町と積丹(「しゃこたん」のルビ)町は近隣町ですが、これらの原発周辺地域でも年齢補正をしてもがん死亡率が増えています【図表9】。この集計は北海道庁管轄の北海道健康づくり財団(理事長は北海道医師会会長)によるものです。事故が起こらなくても水の形で存在してβ線を出すトリチウム(三重水素:³H)が関係しているのだと、私は思います。……」48P

(西尾)「私の友人である獨協(「どっきょう」のルビ)医科大学放射線医学講座の名取春彦医師は、DNA合成期の細胞のDNAにトリチウムが取り込まれていることを画像で証明しています。」49P

「生命現象に重要な役割を果たしているすべての化合物の中には水素原子がありますから、その放射した水素が影響はないとはいえません。分かっていないだけの話です。ですからまったく無根拠にトリチウムは影響がないという政府の言い訳は説得力がありません。原発を稼働させるだけで、事故が起こらなくても、トリチウムは大量に放出されますので、原発稼働そのものが健康被害の原因となりえるのです。」50P・・・トリチウムの「有機結合」といわれていること

第3章 原発事故による被ばくとの格闘 福島で何が起きているか

実測値を測れ

(西尾)「私は3・11福島原発事故で、日本人は科学的な思考ができない人種だとつくづく思いました。きわめて感情的で、気持ちの問題にする。だから「絆」だとか、そういうことがいわれる。冗談じゃない。そんなことでは全然解決しない。」52P・・・現在汚染水放出問題での「科学的」という「水戸黄門の印籠」的突き出しによる、他国批判で、それは極めつけ

セシウム・ホットパーティクルに注目せよ

(西尾)「それはセシウムが放射性微粒子として存在しているということ、いわゆるセシウム・ホットパーティクルですね。／事故後に生じた鼻血もこうした大気中に浮遊した塵(「ちり」のルビ)と結合したセシウム・ホットパーティクルを吸い込み、湿潤した鼻腔(「びくう」のルビ)粘膜に附着したため局所的に被ばくしたことによるものだと説明がつかず。……」65P・・・「美味しんぼ」で描かれた鼻血の科学的説明

ガラスバッチの罨

ガラスバッチのごまかしの話69-72P

(西尾)「帰還に力を入れている政府に何をいっても無駄かもしれませんが、百歩譲っても、せめてチェルノブイリと同じ対応にしてほしいものです。年間5ミリシーベルト以上は強制移住させてほしいと思いますし、内部被ばくも考慮すべきです。しかし2012年の『白血症』という国際雑誌に、自然放射線が年間5ミリシーベルトのところずっと住み続けていると、1ミリシーベルト上がるごとに小児白血病が12%増えるという論文が報告されています。医学データがここまで出ているとすれば、やはり年間5ミリシーベルト以上の

ところに住み続けることは良くないと思いますね。」 72P

低線量被ばくに関する「ベトカウ効果」とは？

(西尾)「・・・・・・「長時間、低線量放射線を照射するほうが、高線量放射線を一瞬照射するよりも細胞膜を破壊する」ことを報告したのが「ベトカウ効果」と呼ばれる学説です。」 73P

放射能汚染水処理のデタラメさ

(西尾)「放射能汚染水を処理するアルプスも故障が多く、どうしようもない・・・・・・／札幌市内に室蘭工業大学の教授などがバックアップして作られた浄化装置 [図表 26] があり、セシウムは 99・9%除去できる小さな装置を作っている会社があります・・・・・・／こうした装置を採用して汚染水処理を進めるように環境省に話を持っていっても全然相手にされない。関係行政省庁と結びついて、大手企業が火事場泥棒みたいなことをやって、原発太りとなっています・・・・・・」 77-8P・・・・トリチウム水の除去装置も出ているという話もあるのに同じ構図!?

放射線のエネルギーの問題を看過するな

(西尾)「トリチウムの平均エネルギーは、5・7 KeV ぐらいですから、体内の電気信号の約 1000 倍です。原発稼働により、トリチウムは事故が起ころなくとも大量に海に出されていますから、周辺地域の人たちの健康被害はトリチウムが関与していると私は考えているくらいです（前出の図表 9 の、原発立地周辺地域でがんが多発している北海道泊村のデータ参照）。」 83P

(小出)「放射性物質が出すエネルギーは、いわゆる私たち生命体の持っている分子結合のエネルギーに比べれば、圧倒的に高い。トリチウムでも 1000 倍です。セシウムは、何十万倍になります。」 83P

海洋汚染は、なぜ深刻か

(西尾)「水俣（「みなまた」のルビ）病では熊本大学の研究チームが有機水銀を原因として報告したのですが、政府が認めたのは 9 年後であり、またチェルノブイリ事故後の甲状腺がんの多発を ICRP と IAEA が認めたのは 10 年後でした。脳の高次機能障害の詳細が分かっていないことを理由に小児の発達障害の要因を否定すべきではないと思いますし、予防原則の立場で対応することも必要です。」 87P

地球上にばら撒かれてきた放射性物質セシウムとストロンチウム

(西尾)「海洋汚染の放射線に関しては、ストロンチウムは本当に問題で、測っていないから、何も報じられず、注意喚起もおおざなりです。チェルノブイリではセシウムだけでなくストロンチウムも測定され、規制値も決められていますが、日本はセシウムだけの規制値しか出していません。本当は日本もまずやるべきことは、β核種の測定体制を作ることです。」 90P

溢れてくる放射能汚染水の量は予測がつかない

(西尾)「ただ、流している放射能汚染水がとてつもない量になる可能性があるわけですね。だから、大気圏内核実験の 10 倍くらいになるといった情報も流されていますが、今後のことは分からない・・・・・・」 91P

(小出)「・・・・・・放射能を環境に洩らさないために何よりも大切なことは、水と接触

させないこと。しかし、今、日本の政府あるいは東京電力が福島でやっていることは、ひたすら水に接触させている。始末に困って閉じ込めようと思っているものに意図的にジンジャン、水をかけているわけです。」92P・・・どうしようもないジレンマ

第4章 原発の安全・安心神話を語るのは誰か

ただの民間企業にすぎないICRP

(西尾)「事故前、原子力発電の安全神話をばら撒(「ま」のルビ)いてきましたが、事故後は、安全神話が崩壊したので、新たな安心神話を作り出しています。その根拠を与えているのがICRPです。／1928年に設立された「国際X線およびラジウム防禦委員会」は放射線の医学利用を考慮して作られましたが、50年に名称を変えてICRPとなり、その目的は人体への健康被害を最低限にするというよりも原子力政策をすすめることにシフトしました。／ICRPは、第一委員会が外部被ばく委員会、第二委員会が内部被ばく委員会でしたが、52年に内部被ばく委員会の審議を打ち切ってしまいました。そこから報告書が出たら原子力政策を進められない事態となり、困るからです。内部被ばくを隠蔽(「いんぺい」のルビ)する歴史は52年から始まっているのです。」104P

(西尾)「また、このICRPは目的に沿って物語を作り、報告書や勧告を出します。「閩値(「しきいち」のルビ)なしの直線仮説」が国際的なコンセンサスになっていても、日本政府は100ミリシーベルト以下では放射線の健康被害は因果関係を証明できるほどの影響は見られないと主張しているのが、その典型です。多くの医学論文で、100ミリシーベルト以下でも健康被害は報告されていますが、ICRPは調査もせず、反論もしません。研究機関でなく、ただの会議を開催して報告書を出す委員会だからです。」105P

チェルノブイリ事故後にできたECRRの主張とは

(西尾)「また国は潜在的な核保有国としてのポジションをキープしたいですし、官僚は天降り先を確保しておきたい、ということも含めて、便益があるから、電力会社に有利な計らいをしています。また御用学者はたくさんの研究費という名目で資金援助を受け、それで飯を食っています。メディアも最大のスポンサーは電力会社だから、きちんと真実を伝えない。こうした構造が出来上がっており、まさに原発利権に群がる国際原子力マフィアとなっているのです [図表 33]。』105-6P

(小出)「・・・・・・(イギリスのセラフィールド再処理)工場周辺の人々に白血病が多いことについては、疫学的に確実なデータがあります [図表 35]。／それはイギリス政府も認めています。そういうデータを前にして、原子力を推進してきた人たち、例えばウィンズケール(セラフィールドの旧名)の再処理工場もそうですけれど、彼らが何といったかというと、「これは被ばくとは関係ありません」と。今の福島県立医科大学のような言い方ですけれど、ICRPのモデルを使う限りは、そんなに白血病が増えるような被ばくにはなっていませんと、そちらから因果関係を否定する形に出てきた。」109-10P・・・そもそも因果論自体が厳密にはもはや使えない論理であることも押さえる必要

(小出)「では一体どちらが正しいのかということですが、私は少なくとも科学は、何よりも事実に基づくべきだと思っています。従来知識で説明できないような現象が事実として起きているのなら、その事実を踏まえて、新しい科学を作るのが科学のやり方だと思っています、アプローチの仕方としては、私はECRR(欧州放射線リスク委員会)が

正しいと思います。」110-1P・・・冒頭導入文の再掲、因果論事態の検証も同様に

(西尾)「チェルノブイリで、被害を受けたヨーロッパの科学者たちが立ち上がって、97年にECRRができたけれど、基本的な姿勢は2つあって、1つは現実に行っている疫学をまず重視するというところから出発しています。それは、どういう現象が行っているかをまず見るという科学の出発点です。／チェルノブイリの子どもたちの健康被害やイラクの劣化ウラン弾による被害、先ほどのイギリスのセラフィールドの問題だったりということで、現実の疫学をまずベースにして、分析を始めたということが1つです。／もう1つは、まったく内部被ばくを隠していたICRPに対して内部被ばくと低線量の慢性被ばくをも問題視にしたことです。その内部被ばく時に、計算の仕方として、全身化換算すること自体がおかしいということベースにしています。だから、今回の福島原発事故による健康被害の予測では、計算モデルによって結果が全然違っている。ICRPは、今後50年間の過剰発がんは6156人としているが、ECRRのモデルでは42万人と大きく異なっています。住んでいる人口数を考慮して計算し、原発より100キロメートル圏内で20万人、100～200キロメートル圏内で22万人と計算しています。」111-2P

事故後の鼻血の問題について

(西尾)「またICRPの健康被害物語では現実に行っている被ばくによる全身倦怠感や体調不良などのいわゆる「ぶらぶら病」も説明できません。そのため何の研究や調査もせずに、精神的・心理的問題として片づけようとするわけです。……………／今後生じると思われる多くの非がん性疾患についても精神的なものとか心理的のものとして否定することでしょう。鼻血論争は、未解明なものはすべて非科学的として退け、自分たちの都合のよい内容だけを科学的と称する非科学的なICRP信奉者の発言の始まりでしかないと思います。」121P

(西尾)「50年から2003年まで、50余年、広島・長崎の被ばく者約12万人をフォローした追跡調査によれば、30歳で1シーベルト浴びたら、70歳の時に肺がんや胃がんなどの固形がん死亡するリスクは、被ばくしていない人に比べて42%増加し、被ばくの年齢が20歳だったらリスクは54%に増えるという報告が2012年にABCC(放影研)から出ています。」127P・・・2012年には放影研(旧ABCC)では?

第6章 放射線廃棄物をどう処理するか

医学の立場からすれば、放射性医薬品にはメリットがある

(西尾)「放射線の難しさは、その健康被害がすぐには出てこないことにあります。確定的影響はすぐ出るけど、そういうことは、事故でもない限りは起こりえない。ふつうは確率的影響になります。それも晩発性です。そこがすごく難しいところです。／農薬や化学物質だったら、動物実験により結果は出しやすい。閾値も決めやすい。10万人に1人のリスクの確率で社会全体として受け入れるなどのコンセンサスを作れば、短期間で結論が出ます。ところが放射線の場合は、影響が10年20年、場合によっては50年という単位で起こってくるので、そういう実験ができない。……………」145P

「……………だけど、放射線で1万分の1でも10万分の1でも(DNAが)傷ついたことで、それがどんどん傷ついた者同士が掛け合わされますから、継代的に遺伝子の傷は引き継がれ、より深刻な事態になることを想定しておくべきです。」146P・・・このあたりは、

きちんとした引用文になっていません。649の読書メモでも指摘した障害差別的なことに繋がる話になっていて、「文明論の問題になります」という記述があるのですが、障害差別の問題を対象化し、きちんとコメントしておいて欲しかったという、障害問題を論じてきたわたしの思いがあります。

第7章 日本は世界の流れから取り残されていないか

TPPは医療がターゲットだ！

(西尾)「皆さんは、これでよいのでしょうか。日本人は放射性物質と農薬を含んだ食品を食べ、さらに遺伝子組み換え食品も多くなっており、世界一危険な物を食べています。そして継続し深刻化する海洋汚染により魚介類も危険なものとなっているのですが、問題意識が無さ過ぎます。恵まれた美味しいものを食していると思いますが、実は世界一体に悪いものを食べているのかもしれない。」169P

終章 私たちはこれから、放射線とどう向き合うか 後世の子孫への責任

細胞の放射線感受性についての「ベルゴニー・トリボンドの法則」を知ろう

この節は、放射線に関する知識になっています。

今後どうするか——生き方や文明論の見直しのきっかけに

(西尾)「今の日本は、①哲学なき日本、②品性なき日本、③見識なき日本、④人倫なき日本、⑤責任なき日本、⑥先見なき日本、⑦知足（「ちそく」のルビ）なき日本、の状態ですね。」177P

被ばくがもたらしたもの——がんが増えだしたのは明らかに戦後から

(西尾)「人間は健康を維持するために、リスク管理に関しては想像力を持って考えるべきです。放射性廃液や主要元素の生物濃縮を表に示しますが、ヨウ素もセシウムも1000～4000倍に生物濃縮されます[図表48]。セシウムが1ベクレル漏れたらセシウムは1000ベクレルになって、人間の口に入ってくる可能性があります。」184P・・・生物濃縮の問題

あとがき 小出裕章

「本書の作成中に漫画『美味（「おい」のルビ）しいんぼ』（小学館）についての騒動が起きた。その漫画は福島第一原子力発電所事故（以降、「福島原発事故」と記す）をテーマにし、被害者の中に鼻血が発生している事実を取り上げた。それに対して、鼻血の発生は事実ではない、あるいは被ばくとの因果関係はなく、風評被害を引き起こすとして攻撃を受けたのだった。私もその漫画を読んだが、漫画というメディアを使って、被害者の苦難に寄り添おうとした内容で、私は嬉（「うれ」のルビ）しく思った。」195P・・・そもそも因果論などという論理の非論理性の問題と、著者の197Pの文

「現在、帰還困難地域とされているその場所には、数十年あるいは数百年にわたって人々が戻るができない。その場を自分の故郷として生活を営んできた人々は二度と故郷に帰れないまま一生を終えるしかない。また、その周辺には約1万4000平方キロメートルにわたって、日本の法令に従えば「放射線管理区域」にしなければならない汚染地域が広がった。しかし、自民党政府は、今は緊急時だとして、その場に人々を棄てた。」196P・・・著者の苦難の人々に寄り添い自らの責任を問う思いと姿勢

「しかし、もともと科学とは、それまでに説明できない事実について合理性を持って説明

しようとするものであって、現に存在している事実をないものにすることは、およそ科学的ではない。そして事実を科学的に説明する責任は、人々を汚染地に棄てた政府にこそある。真の問題は原発の存在そのものであり、苦難のどん底に落とされた人々が今も苦難の底で呻吟していることである。まずは自民党政権の謝罪と被害者の救済こそ為すべきことである。」197P・・・避難者の救済を打ち切り、あろうことか、緊急事態宣言が解除されていない汚染地への帰還政策を進めています。

(編集後記)

◆今回は奇数月の一回、次回は偶数月、二回発刊で、4月3日です。暫く、これを続ける予定です。

◆巻頭言は、既に予定していた原稿があったのですが、急遽差し替えました。丁度、13年目の3・11の事もありました。また、読書メモともリンクさせました。「科学」という名で進む「似而非科学」的なものというテーマにもなっています。グローバルサウスとのリンクは、パレスチナ問題でずっと提起を続けている岡真理さんが、デモクラシータイムスに出ていて、世界連邦政府の話をしていて、その中で、グローバルサウスとの連帯の話をしていました。政府の活動を軸にするのではなく、民衆の連帯の運動の中にグローバルサウスの政府も捲き込むというイメージになるようです。これは、関西で起きていた新しい労働組合運動、大企業のセメント会社やゼネコンの収奪に抗して、生コンの労働組合が中小企業の経営者を捲き込んで生コンの協同組合を作り、収奪を許さない価格設定をしていくという運動です。今、日産の中小企業への収奪ということがマスコミでも取り上げられています。まさに日本型経済の二重構造の中で、大企業の中小企業への収奪の構造があり、それが労働者の正規—非正規という分断の構造とも相俟って、重層的収奪・搾取の構造が形成・維持されてきたのです。そのことに抗するこの新しい形の労働運動に対して、危機感を懐いた資本家と政府が、労働法や刑法を無視したような警察・検察・裁判所一体になった弾圧の中で労働組合潰しにかかりました。一定のブラック的「成果」という中で、さすがに、法と秩序の維持ということで、あまりにもひどい法の無視はできないということで、裁判での判決で修正がなされていますが、新たな運動の創成が必要になってきています。

◆読書メモは、[廣松ノート]の『もの・こと・ことば』の6回目、今回で終わりです。もうひとつは、以前取り上げた西尾さんの小出さんとの対談本です。丁度巻頭言とリンクしました。

◆[廣松ノート]は、学習——ノートとりは、次の『弁証法の論理』まで一応終えています。この掲載は九回分になるので、月二発刊にしないと追いつかないのですが、それをやる次のスパンの読書——メモ取りが進まなくなります。何とかしなくてはと考えています。その次は、『物象化論の構図』と主著の『存在と意味』に踏み込みます。その後は、宿題の文章書きに集中した後に、第二次[廣松ノート]作りに入ります。

◆自民党は民主党政権の誕生で野に下ったときに、野党の悲哀を味わい、与党に復帰した

とき、「謙虚さをもって政権運営に当たる」などと言っていたのですが、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」のように、裏金問題、和歌山県連青年部の懇親会など、どうももう腐敗の限りです。自浄作用も働く様子もありません。そもそも批判する側も、余りにも議会主義的な運動に流れているのですが、さまざまな形での草の根の運動を繋げていくことが今必要になっているのです。わたしは、差別ということをキーワードにして状況を読み解き、運動をつなげていくことを考えています。「社会変革の途」という文を書き始めていて中断しているのですが、巻頭言で少しずつイメージを出してきています。ぼつぼつ本格的に再開し改めて書き始めようと思っています。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのことともたえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>